

○航空自衛隊空気調和設備管理規則

平成4年7月22日 航空自衛隊達第37号

航空幕僚長 空将 石塚 勲

改正	平成5年11月26日	航空自衛隊達第42号
	平成7年5月23日	航空自衛隊達第20号
	平成13年9月27日	航空自衛隊達第36号
	平成20年12月1日	航空自衛隊達第36号
	平成23年8月15日	航空自衛隊達第32号
	平成24年3月23日	航空自衛隊達第14号
	平成25年3月25日	航空自衛隊達第18号
	平成26年3月24日	航空自衛隊達第14号
	平成29年6月23日	航空自衛隊達第27号
	令和元年6月27日	航空自衛隊達第14号

航空自衛隊空気調和設備管理規則を次のように定める。

航空自衛隊空気調和設備管理規則（登録報告）

航空自衛隊空気調和装置維持運営規則（昭和45年航空自衛隊達第18号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 空調設備の管理（第4条—第11条）

第3章 空調設備の検査等（第12条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、航空自衛隊における国有財産である空気調和設備の管理に関し必要な事項を定め、もってその機能の保持と安全の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）管理 維持、保存及び運用をいう。

（2）空気調和設備（以下「空調設備」という。） 室内の空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。

（3）運転 運転操作並びに日常の点検、手入れ及び清掃をいう。

（4）司令官等 航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び補給本部長をいう。

（5）基地司令等 基地司令及び分屯基地司令をいう。

（6）基地業務担当部隊等の長 基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第6条第2項に規定する部隊等の長をいう。

(7) 部隊等 編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関をいう。

(8) 使用隊等 空調設備を使用する部隊等にあつては編制単位部隊、機関及び地方機関にあつては課及び室をいう。

(職責)

第3条 司令官等は、隷下又は管理下の部隊等の実施する空調設備の管理について指導監督するとともに、第13条に規定する検査を担当するものとする。この場合において、航空総隊司令官が指導監督する部隊は、秋田救難隊、新潟救難隊及び作戦システム運用隊とする。

2 基地司令等は、第4条に規定する手続を実施するとともに、空調設備の管理について、特に必要があるときは、基地所在部隊等を統制することができる。

3 基地業務担当部隊等の長は、使用隊等の長が行う空調設備の運転を指導するとともに、第8条に規定する保安教育並びに当該空調設備について所要の維持及び保存の業務を実施する。

4 部隊等の長は、使用する空調設備の運用について責任を負い、第6条に規定する運転基準を定めるものとする。

5 使用隊等の長は、使用する空調設備の運転について責任を負うものとする。

6 航空施設隊司令は、基地業務担当部隊等の長が実施する空調設備の維持及び保存の業務に関し、必要な技術支援を行うものとする。

第2章 空調設備の管理

(届出等の手続の実施)

第4条 基地司令等は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第5条、第14条、第20条、第21条、第26条及び第27条の4の規定に基づく届出等の手続を行うものとする。

(危害予防規程の制定等)

第5条 法第5条第1項第2号に該当する空調設備を有する基地業務担当部隊等の長は、次に掲げる事項について制定又は指定するものとする。

- (1) 法第26条に規定する危害予防規程
- (2) 法第27条に規定する保安教育計画
- (3) 法第27条の4に規定する冷凍保安責任者

(運転基準)

第6条 部隊等の長は、基地業務担当部隊等の長と調整の上、使用する空調設備について、運転時間及び日常の点検の記録要領、取扱い上の留意事項等の運転基準を定めるものとする。

2 使用隊等の長は、前項に規定する運転基準に基づき、空調設備を適正に運転操作するとともに、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 日日点検及び記録
- (2) 手入れ及び清掃
- (3) 不具合を発見した場合の基地業務担当部隊等の長への通知
(室内温湿度の設定基準)

第7条 屋内の温湿度は、当該屋内に設置された機器等に環境条件が示されている場合は、当該条件によるものとする。それ以外の場合にあっては、別表第1に定める屋内条件を基準とする。

(保安教育)

第8条 基地業務担当部隊等の長は、空調設備の維持、保存の業務に従事する隊員及び使用隊等にあつて空調設備の運転に従事する隊員に対して、法第27条に規定する保安教育を実施するものとする。

(維持及び保存業務の実施)

第9条 基地業務担当部隊等の長は、空調設備の維持及び保存業務の実施に当たっては、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）に定める基準に適合するよう行うものとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、空調設備ごとにその主要な補修内容を別紙様式第1により記録し、保存するものとする。

(定期点検の実施)

第10条 基地業務担当部隊等の長は、空調設備ごとに当該空調設備の特性及び運用状況に応じ、点検内容及び点検間隔又は時期を含む定期点検要領並びにその記録要領を定めて、点検し、記録するとともに、必要に応じ適正な処置を行うものとする。

(空調設備台帳)

第11条 基地業務担当部隊等の長は、空調設備ごとに別紙様式第2に定める空調設備台帳を備え付けるものとする。

2 空調設備台帳の保存期限は、当該設備の用途廃止までとする。

第3章 空調設備の検査等

(保安検査)

第12条 法第35条に規定する特定施設を有する基地業務担当部隊等の長は、同条の規定するところにより保安検査を受け、所要の手續を実施するとともに、その結果を司令官等に報告するものとする。

(空調検査)

第13条 司令官等は、別表第2に定める検査担当区分に従い、空調設備の機能及び能力の保持並びに安全の確保を図ることを目的とした管理の状況についての検査（以下「空調検査」という。）を隷下又は管理下の部隊等の長に実施させるものとする。

2 空調検査は、別紙に定める空調検査基準により年1回以上実施するものとする。ただし、法第5条に規定する能力に該当しない設備については能力検査を、法の適用を受けない設備については、全部を省略することができる。

(空調検査官の指定)

第14条 司令官等は、空調検査を実施する部隊等（以下「検査実施部隊等」という。）に所属する隊員で、法第29条に規定する第1種冷凍機械責任者免状、第2種冷凍機械責任者免状及び第3種冷凍機械責任者免状を有する者のうちから、前条第1項に規定する検査に当たる適任者を空調検査官に指定するものとする。

(空調検査報告)

第15条 検査実施部隊等の長は、検査結果を司令官等に報告するとともに、当該基地

業務担当部隊等の長に通知するものとする。ただし、法第5条に規定する能力に該当しない設備で機能検査及び安全検査に合格したものは除く。

- 2 司令官等は、前年中に実施した空調検査結果及び保安検査結果を別紙様式第3により、1月末日までに航空幕僚長（施設課長気付）に報告するものとする（15-Z2（D））。

第4章 雑則

（委任規定）

第16条 この達の実施に関し必要な事項は、司令官等並びに航空システム通信隊司令及び幹部学校長が定めるものとする。

附則

この達は、平成4年10月1日から施行する。

附則（平成5年11月26日航空自衛隊達第42号）

- 1 この達は、平成6年1月1日から施行する。〔後略〕
- 2 〔前略〕第20条から第23条まで〔中略〕の改正規定は、この達の施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の用紙は、残存部数に限り使用することができる。

附則（平成7年5月23日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成7年7月1日から施行する。

附則（平成13年9月27日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成13年9月27日から施行する。

附則（平成20年12月1日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。

附則（平成23年8月15日航空自衛隊達第32号抄）

（施行期日）

- 1 この達は、平成23年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月23日航空自衛隊達第14号）

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附則（平成25年3月25日航空自衛隊達第18号）

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附則（平成26年3月24日航空自衛隊達第14号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）

（施行期日）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別紙（第13条関係）

空 調 検 査 基 準

- 1 検査の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - （1）機能検査 各主要機構部について、状態及び作動の良否を判定する。
 - （2）能力検査 冷房能力等を測定し、空調設備の能力を判定する。
 - （3）安全検査 運転管理及び地上安全対策に関する業務の良否を判定する。
- 2 検査の時期は、検査実施部隊等の長が定めるものとする。
- 3 空調検査官は次の要領により、検査を行うものとする。
 - （1）空調設備台帳、日常及び定期点検記録等により次の事項について確認する。
 - ア 当該設備の経歴及び性能
 - イ 当該設備の設置箇所による環境条件
 - ウ 前回の検査結果及びその処置状況
 - エ 機能及び能力の推移
 - （2）付表第1～付表第3に定める検査実施要領により検査を実施するとともに、その結果を付紙様式に記録する。
 - （3）基地業務担当部隊等の長に対し、検査結果について説明するとともに、処置について助言する。
- 4 空調検査における総合判定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - （1）合格 支障なく使用できると認める場合（使用に支障のない程度の補修等を要する事項がある場合を含む。）
 - （2）条件付合格 補修等を要する事項があり、これを是正すると支障なく使用できると、認めた場合
 - （3）要更新 老朽による能力低下等、部分補修を実施しても回復が困難と認めた場合（負荷減等により、第7条の基準を満足できる場合は除く。）

付表第1

機能検査実施要領

検査結果	細部事項	実施要領
主要構成系統	圧縮機、送風装置、凝縮器、蒸発器、冷却塔等の状況	通常運転による連続運転の後に各々の状況を目視、計測器等により検査するものとし、細部要領は、空調検査官の定めるところによる。
冷媒系統	漏えい及び劣化状況等	
電気系統	電圧、電流、絶縁及び各機器の作動状況等	
安全装置	各装置の作動状況等	
その他	設備全般の状況等	

付表第2

能力検査実施要領

検査項目	検査方法		実施要領
測定冷房能力 (A、B、Cの検査方法のうちから適当とするものを選んで検査する。)	A	凝縮器側から求める冷房能力	通常運転の下に1時間以上運転を実施した後、20分ごとに3回以上測定し、その平均値とする。
	B	蒸発器側から求める冷房能力	通常運転の下に1時間以上運転を実施した後、20分ごとに3回以上測定し、その平均値とする。
	C	P-h線図から求める冷房能力	高圧及び低圧側の圧力が一定値を示すようになってから、3回以上測定し、その平均値とする。
所要冷房能力			負荷設備の増減状況等を調査し、冷房負荷計算書により算定する。

付表第3

安全検査実施要領

検査項目	細部事項	実施要領
運転管理	設備の運転管理状況	各種記録書類の記載状況、現場確認等により、各々の状況を検査する。
施設管理	1 標識の設置状況	
	2 冷房負荷を増加させるような施設の運営の有無	
	3 空気を汚染するような施設の運営の有無	
安全管理	4 空気循環を阻害するような施設の運営の有無	
	1 法第5条、第21条、第27条の4及び第35条に規定された事項の履行状況	
	2 その他関連法令に定められた事項の履行状況	

付紙様式

空調検査結果記録

検査年月日・ . . .

空調検査官・階級（級）・氏名

設置 場所		製造会社		冷房定格能力	KW
		型式等		設置年度	
検査・区分		検査結果			
機能 検査	主要構成系統				
	冷媒系統				
	電気系統				
	安全装置				
	その他				
能力 検査	検査方法				
	測定冷房能力	(KW)			
	所要冷房能力	(KW)			
安全 装置	運転管理				
	施設管理				
	安全管理				
総合判定及び 検査所見					

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別表第1（第7条関連）

屋内条件

区分	夏期	冬期						
		診断室 X線室	事務室 居室 多目的 に使用 する体 育館	食堂	脱衣室 洗濯室 厨房 便所 洗面所	整備工場等		体育館
項目	環境条 件が示 されて いない 施設					パネル ヒータ	その他	
乾球温 度(℃)	28	24	20	18	15	14	18	13

別表第2（第13条関連）

検査担当区分

検査担当	検査担当基地等
航空総隊司令官	横田基地、秋田分屯基地及び新潟分屯基地
北部航空方面隊司令官	隷下又は管理下の部隊等の長が基地業務担当部隊等の長である基地等（以下「隷下又は管理下の基地」という。）
中部航空方面隊司令官	隷下又は管理下の基地、市ヶ谷基地及び目黒基地
西部航空方面隊司令官	隷下又は管理下の基地
南西航空方面隊司令官	隷下又は管理下の基地
航空支援集団司令官	隷下又は管理下の基地
航空教育集団司令官	隷下又は管理下の基地
補給本部長	隷下又は管理下の基地

別紙様式第1（第9条関係）

主要補修記録

実施年月日	補修概要	所要経費（千円）	実施者

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2（第11条関係）

空調設備台帳
記入者

空調設備番号	第 号	使用隊名	
設備建物等名称 (建物番号)		設置年月 届出等年月	
型式等 型式 (製造会社名)		冷房定格力等 (KW)	
主要 諸 元 等			

記載事項

- 1 空調設備番号は、当該基地で定めた一連の番号を記入する。
- 2 主要諸元等は、空調設備の特性等を勘案し、管理上必要な諸元項目を定めて記入する。
- 3 空調設備ごとに、この様式を表紙として、別表様式第1 主要補修記録をつづる。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3（第15条関係）

発簡番号（ ）

発簡年月日

航空幕僚長 殿

（施設課長気付）

発簡者名 印

空調検査総合報告書

（15-Z2（D））

基地名 検査対象数	
検査年月日 検査官 階級氏名	
設置建物名称 （建物番号） 空調設備番号 設置年月日	
型式 （製造会社名） 冷房定格能力 （KW）	
検査結果	測定冷房能力 （KW）
	所要冷房能力 （KW）
	1 総合判定結果 2 検査官意見
1 検査結果に対する処置状況 2 その他参考になる事項	

記載要領

- 1 この報告書は、空調検査の総合判定結果が条件付合格及び要更新の設備について記載する。
- 2 保安検査結果については、検査年月日の項にその旨を記入する。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。